

平成23年度 第9回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成23年12月20日（火）16時30分から16時59分

2、開催場所：西宮市役所東館7階701会議室

3、出席委員（14人）

会長	1番	吉田	昭光
会長職務代理者	2番	坂口	文孝
委員	3番	町田	博喜
	4番	吉岡	政和
	5番	松本	俊治
	6番	森畑	義明
	7番	大前	輝雄
	9番	松井	祐一
	10番	岡本	久一
	11番	茶谷	勝視
	12番	高田	孝
	13番	尾崎	清政
	14番	丸	幸良
	15番	奥村	幸弘

4、欠席委員（1人）

8番 吉井 律

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第23号 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件

報告第33号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第34号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第35号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第36号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件

報告第37号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	森	正一
係長	東	孝二
主事	立花	逸人

議長 委員の皆様、本日はご苦労様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことでございますので、12番高田孝委員、13番尾崎清政委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお願いします。

以上で日程第1を終わります。

議長 これより日程第2、議案案件に入ります。

まず、議案第23号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。議案書の1ページ1件でございます。議案第23号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」でございます。次にとおり農業委員会に対して証明書の交付申請がなされたので、証明書交付の可否につきまして決定を求めるものです。

【議案23号を議案書をもとに朗読】

なお、当事者の■■■■■さんは、平成■■■年■■■月■■■日付け■■■■■病院■■■医師の診断によると、■■■■■の術後、左上リンパ浮腫により左上肢疼痛と運動障害により、農作業はできない状態である診断がありました。

このため、生産緑地である農地を維持管理することが困難なため、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買い取りを申し出をするにあたり、同法の規定に基づき、農業委員会に対して当事者のさんが、当該生産緑地農地に係る農業の主たる従事者に該当することについて証明書の交付申請がなされたものでございます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

尾崎委員にご説明をお願いします。

13番(尾崎) 議案第23号について説明いたします。

山口町中野の申請農地は、添付地図でもお解かりいただけたと思いますが、

阪神高速7号北神戸線山口南入り口の南、約100メートルのところにあります。

議長

当該農地は、適性に管理され農地として幹旋できる状態にあります。

地元委員の説明は終わりました。

本件に対してご質問・ご意見はございませんか。

委員一同

(発言なし)

議長

なければ、議案第23号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」につきましては、証明書を交付することとしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、議案第23号につきましては、証明書を交付することといたします。

議長

それでは、これより報告案件に入ります。

まず、報告第33号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第33号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書2ページ1件でございます。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(発言なし)

議長

他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

続きまして、報告第34号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第34号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書3ページ4件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(発言なし)

議長

他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第 35 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第 35 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書 4 ページ 2 件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第 36 号「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約等の通知の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第 36 号「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約等の通知の件」でございますが、議案書 5 ページ 2 件でございます。

【議案書朗読】

添付書類も含め通知要件を満たしておりましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第 37 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第 37 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書 6 ページ 4 件でございます。

【議案書朗読】

それぞれの該当農地について 11 月 11 日及び、11 月 25 日に現地調査を実施した結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 以上を持ちまして、本日予定いたしておりました議案審議並びに、報告案件はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。